
第 20 章 キリスト者の自由と良心の自由

20. 1. キリストが、福音の下で信者のために代価をもって買い取られた自由は、罪責と神の断罪的な御怒りと道德律法の呪いからの自由と（テトス 2:14、I テサロニケ 1:10、ガラテヤ 3:13）そして現在の悪い世・サタンの束縛・罪の支配から（ガラテヤ 1:4、コロサイ 1:13、使徒 26:18、ロマ 6:14）また患難の害悪・死のとげ・墓の勝利・永遠の刑罰から救い出された状態にいます（ロマ 8:28、詩 119:71、I コリント 15:54:57、ロマ 8:1）。またこの自由は、神の御前に自由に出て行き（ロマ 5:1, 2）奴隸的恐れからではなく、子のような愛と自発的心から神への服従と従順を示します（ロマ 8:14, 15、I ヨハネ 4:18）。これらはすべて、律法の下にいた信者にも共通でした（ガラテヤ 3:9, 14）しかし新約の下では、キリスト者の自由は一層拡大されました。彼らは、ユダヤ教会が服従していた儀式律法のくびきからの自由において（ガラテヤ 4:1-3, 6-7、ガラテヤ 5:1、使徒 15:10, 11）恵みの御座に一層大胆に近づくことができ（ヘブル 4:14, 16、ヘブル 10:19-22）、律法の下にいた信者が通常参与できたことより、さらに豊かな分量の神の御霊の賜物を経験します（ヨハネ 7:38-39、II コリント 3:13, 17, 18）。

キリスト者の自由を、律法の次に扱われた理由は、律法の呪いからは、福音の下で自由を得られるからです。キリストの贖いを通して、信じる者に義が転嫁されたことで、律法による罪の定めと呪いからは自由になりました。またキリストが、ご自分の血をもって贖われた信者を、悪の世とサタンの束縛と罪の支配から自由としました。そして新約の信者は、儀式律法から自由を得て、福音を信じる者は、自由の律法に従順するようになります。

20. 2. 神のみが良心の主として（ヤコブ 4:12、ロマ 14:4）、人間の教えや戒めから自由にされました（使徒 4:19、使徒 5:29、I コリント 7:23、マタイ 23:8-10、II コリント 1:24、マタイ 15:9）、人間の教えは、御言葉に反し、あるいは、礼拝と信仰の事柄において追加されたものです。それで、このような教えを信じ、あるいは、良心を離れて、そのような命令に従順することは、良心の真の自由を裏切ることです（コロサイ 2:20, 22, 23、ガラテヤ 1:10、ガラテヤ 2:4, 5、ガラテヤ 5:1）。また盲従的信仰や絶対的・盲目的従順を要求することは、良心の自由と、また理性とを破壊することです（ロマ 10:17、ロマ 14:23、イザヤ 8:20、使徒 17:11、ヨハネ 4:22、ホセア 5:11、黙示録 13:12, 16, 17、エレミヤ 8:9）

礼拝と教理問題において、神の御言葉と外れている場合は避けるべきです。また、神の御言葉に根拠にしていない教えについて、私たち自身を守るべきです。聖書以外に人間の伝統によって良心を束縛することはできません。

しかし、ローマカトリック教会は、教会が教理を定め、法によって人間の良心を拘束する権限があると主張しながら盲従的信仰と盲目的従順を要求します。

そして、エラスティアニズム (Erastianism) あるいは、英国国教会主義は、信仰と礼拝の形態を市民たちの良心を無視して為政者が規定した権利と責任があると語ります。それらすべては誤りです。今日の現代福音主義は現代の文化に合わせて礼拝を考案し、人々を楽しくする方式に従っていますが、不法です。

20. 3. キリスト者の自由を口実にして、ある罪を犯したり、ある情欲を抱き行う者たちは、キリスト者の自由を破壊することです。私たちが敵の手から救い出された目的は、私たちが、一生の間、主の御前に恐れなく聖く正しく主に仕えさせるためです（ガラテヤ 5:13、Ⅰペテロ 2:16、Ⅱペテロ 2:19、ヨハネ 8:34、ルカ 1:74, 75）。

放縦主義者は、自分は救われたと言いながら、罪を犯してもいくらでも赦されるから何の問題もないと言いながら放縦の生活を生きる者たちです。それは誤りです。救いの恵みは、これ以上罪を犯さないように、私たちに聖と義とを追求させます。キリスト者の自由の目的は、罪の力、そのものからの自由です（ヨハネ 8:34）。従って、神の律法と戒めを超えての自由はありません。

20. 4. 神が制定された権力とキリストが買い取られた自由は、破壊するためでなく、互いに他を保持し維持するように神によって意図されているので、キリスト者の自由を口実にして、国家的あるいは、教会的権能のいずれであれ、合法的な権能または、合法的行使に反対する者は、神の制定に反対することです（マタイ 12:25、Ⅰペテロ 2:13, 14, 16、ロマ 13:1-8、ヘブル 13:17）。自然の光や信仰・礼拝・あるいは、生活の方式に関してキリスト教の原理として知られていること、また敬虔の力に反する意見を公表したり、そのような行為を支持したり、キリストが教会の中に立てられた外的平和と秩序に対して破壊的な誤った意見や実践をするならば、教会の譴責として合法的に召喚し責任を問い告訴できます（ロマ 1:32、Ⅰコリント 5:1, 5, 11, 13、Ⅱヨハネ 10-11、Ⅱテサロニケ 3:14、Ⅰテモテ 6:3-5、テトス 1:10, 11, 13、テトス 3:10、マタイ 18:15-17、Ⅰテモテ 1:19, 20、黙 2:2, 14, 15, 20、黙 3:9）。そして国家的為政者の権能によって合法的に召喚して処罰することができます（申 13:6-12、ロマ 13:3, 4、Ⅱヨハネ 10-11、ゼカリヤ 7:23, 25-28、黙 17:12, 16, 17、ネヘミヤ 13:15, 17, 21, 22, 25, 30、Ⅱ列王 23:5, 6, 9, 20, 21、Ⅱ歴代 34:33、Ⅱ歴代 15:12, 13, 16、ダニエル 3:29、Ⅰテモテ 2:2、イザヤ 49:23、ゼカリヤ 13:2, 3）⁹⁸。

国家と教会は互いに破壊せずに、支持し保全すべきです。従って良心の自由を乱用して合法的権威に対抗してはなりません。そして、世俗の統治者も戒めに反する行為と神性冒瀆的な意見を公表したり、安息日を破る罪は抑制すべきです。アメリカ長老教会は 1788 年フィラデルフィア大会で、この項の最後の部分（斜体となっている部分）を削除しました。国家と教会の分離を規定しました。

98 アメリカ長老教会は 1788 年に、この文句を削除しました。